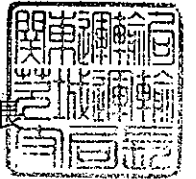


茨運整第177号の3
令和3年7月7日

一般社団法人
茨城県ハイヤー・タクシー協会 会長 殿

関東運輸局長 茨城運輸支局長



令和3年度整備管理者選任後研修の実施について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、国土交通行政に対して特段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、旅客自動車運送事業運輸規則第46条及び貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4（以下「根拠条文」という。）の規定に基づく整備管理者選任後研修につきましては、平成31年4月1日の根拠条文改正に伴い、受講義務を2年毎に1回、整備管理者として新たに選任した者については、選任した日の属する年度の翌年度の末日までに受講するようお願いしているところです。

この為、令和3年度は、バス運送事業者及びトラック運送事業者のみを対象とした整備管理者選任後研修を実施することと致しました。

つきましては、令和3年度は、タクシー運送事業者を対象とした整備管理者選任後研修は実施しない旨、了知されますとともに、貴協会員に対し指導方よろしくお願い致します。

